# 監査報告書

令和　2年　6月　4日

社会福祉法人王慈福祉会
理事長　胡谷　直 殿

監事　小橋仏敬
監事　中村寛人

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの平成31年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2　監査意見

①　事業報告等の監査結果

・　事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

・　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

②　計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

合意された手続実施結果報告書

令和２年５月２９日

社会福祉法人　王慈福祉会
　理事長　殿

公認会計士　　小　野　　和　倫

私は、社会福祉法人 王慈福祉会(以下「法人」という。)からの依頼に基づき、法人との間で合意された下記手続を実施した。なお、この合意された手続は、法人の下記勘定科目のみを対象としている。

私は、「公認会計士が行う保証業務に関するフレームワーク(試案)－合意された手続」(平成１６年７月６日 日本会計士協会)に準拠して手続を実施した。

実施した手続及び結果は以下のとおりである。

| 勘定科目 | 手　続 | 結　果 |
|---|---|---|
| 現金 | 特定月残高に関する実査 | ３月末残高について実施した結果、現金有高と現金出納簿残高は一致した。 |
| | 年度末貸借対照表内訳表と現金出納簿残高の照合 | 貸借対照表内訳表と現金出納簿残高は一致した。 |
| 預金 | 年度末を基準日とした金融機関残高確認 | 貸借対照表内訳表と銀行回答額は一部、一致していない。※１ |
| 事業未収金 | 前期比較と増減内容の分析 | 著しい増減はなかった。 |
| 仮払金 | 前期比較と増減内容の分析 | 当期は残高はない。 |
| 固定資産 | 年度末貸借対照表内訳表と固定資産内訳表の残高の照合 | 貸借対照表内訳表と固定資産管理台帳残高は一致した。 |
| | 一部の固定資産について増減取引の検討 | 当期増加は、取得価格と証拠書類に一致した。<br>当期減少はサーバーの買替等による除去３点である。 |
| | 一部の固定資産について減価償却費の検討 | 固定資産台帳により減価償却の検算を行った。 |
| 借入金 | 年度末を基準日とした金融機関残高確認 | 貸借対照表内訳表と銀行回答額は、一致した。 |
| 未払金 | 前期比較と増減内容の分析 | 決算日（３/３１）が休業日のため、月末払の借入金支払、諸経費の支払が翌月になっているため残高が多いが、当期は平日のため残高が減少している。 |
| 仮受金 | 前期比較と増減内容の分析 | 当期残高はない。 |

| | | |
|---|---|---|
| 賞与引当金 | 計上額と賞与引当金計算資料の照合 | 計上額と賞与引当金計算資料は一致した。 |
| | 一部の職員について引当額の検討 | 引当額と再計算結果は一致した。 |
| 退職給与引当金 | 計上額と岡山県社会福祉協議会の掛金累計額及び民保連の拠出金累計額資料との照合 | 計上額と累計額は一致した。 |
| 国庫補助金等特別積立金 | 計上額と固定資産管理台帳における国庫補助金等の額との照合 | 計上額と固定資産管理台帳記載額は一致した。 |
| 介護報酬収入 | 特養王慈園事業における介護報酬収入について、平成３１年７月計上額及び年度末未収計上額と介護給付費等支払決定額通知書との照合 | 問題点はなかった。 |
| | 特養王慈園事業について、介護給付費明細書に基づく利用料等（利用者負担）の集計表の年間累計額と元帳累計額との照合、月次推移の異常な変動の有無を検討 | 問題点はなかった。 |
| 基本食事サービス料収入 | 特養王慈園事業における食費収益及び居住費収益について、平成３１年７月の計上額及び年度末未収計上額と介護給付費等支払決定額通知書との照合 | 問題点はなかった。 |
| | 特養王慈園事業について、介護給付費明細書に基づく食費収益及び居住費収益（各々本人負担分）の集計表の年間累計額と元帳累計額との照合、月次推移の異常な変動の有無を検討 | 問題点はなかった。 |
| 利用料収入 | 王慈療護園事業における介護給付費収益及び特定障害者特別給付費収益について、平成３１年７月計上額及び年度末未収計上額と障害福祉サービス費等支払決定額通知書との照合 | 問題点はなかった。 |
| | 王慈療護園事業における利用者負担金収益について、月別利用者負担額内訳表を集計し、当該年間累計額と元帳累計額との照合、前期比較と増減内容の分析 | 問題点はなかった。 |

| 勘定科目 | 手　続 | 結　果 |
|---|---|---|
| 人件費支出 | 前期比較と増減内容の分析 | 問題点はなかった。 |
| | 一部の事業における職員俸給の特定月計上分について、総勘定元帳、支給総括表等の照会 | 総勘定元帳、支給総括表及び給与明細表の照会箇所は一致した。 |
| 事務費支出 | 前期比較と増減内容の分析 | 当期より外国人労働者の教育資金として学費を貸与している。この資金を雑費として処理している。 |
| | 一部取引について証憑突合 | 計上額と請求書記載金額は一致した。 |

注記

※１

預金　口座振替日が月末となっている、普通預金から積立定期預金について振替元の普通預金が残高不足であったために積立定期預金への振替不能が１回発生している。会計上は３月末に振替処理を行っているが銀行の振替処理は翌年度の４月２３日である。

特養王慈園　　５００，０００円(修繕積立資産へ)

| 預金種類 | 貸借対照表内訳表(円) | 中国銀行回答額(円) |
|---|---|---|
| 普通預金 | ２９２，２４０，４３９ | ２９２，７４０，４３９ |
| 積立定期預金 | １０２，６３７，９３３ | １０２，１３７，９３３ |

個別問題事項

１．前年度以前報告分の回収遅延事業未収金の回収状況について

| 事業所等 | 利用者名 | 前年度末残高(円) | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 地域生活 | 八束　健太 | ９，４１０ | 前年度の報告書に記載していた、平成３０年１０月～３１年３月分の利用者負担金９，４１０円は当年度に回収できているものの、当年度は令和１年１０月～２年３月分の５，８２０円が新たに未収となった。５月１４日には回収できている。<br>金額的重要性は低いが、ここ数年、回収遅延者の常連となっている。 |
| エンゼル | 片岡　佳治 | ６，１７０ | 平成３１年１月～３月分の利用者負担金は、令和２年３月１９日に入金している。 |
| 王慈園デイサービスセンター | 石原邦子他６名 | ５２，７３５ | 平成３０年１０月分利用者負担金は、令和１年６月３日に回収している。 |

２．当年度における回収遅滞事業未収金について

令和２年１月分以前発生で、令和２年５月２６日時点で回収できていない利用者を基に抽出している。

| 事業所等 | 利用者名 | 当年度末残高(円) | 摘　　要 |
|---|---|---|---|
| エンゼル | 林　数也 | ２０，３８０ | 令和１年１２月～２年３月利用者負担金。<br>支払は口座自動振替によることになっているが、毎月残高不足のため、振替不能が続いている。電話で督促した時は返事をするものの、実行を伴わず現在に至っている。特別定額給付金の手続きのタイミングで、再度督促する予定。 |
| エンゼル<br>きっず | 田中　真尋 | ５，１５０ | 令和１年１１月分(３，５４０円)及び令和２年１月(１，６１０円)利用者負担金。<br>１１月分より少額の１２月分２，８８０円を先に令和２年２月１２日に入金している。督促の電話にも出ない、不在連絡票が投函られた郵便物も郵便局に取りに来ず、返送される状況。<br>担当者が在宅時間を見計らって訪問し、特別定額給付金入金後に支払をする約束を取付けている。 |
| エンゼル<br>くらぶ | 田中　真尋 | ２，９１４ | 令和１年１０月～令和２年１月分利用者負担金。<br>上記のエンゼルきっずと同様、支払遅滞のため１月をもって利用中止中。電話をかけるも応答なし。 |
| 計 | | ２８，４４４ | |

当年度末現在で支払いが遅滞している利用者負担金は、往査最終日の５月２６日までにかなり回収が進んでいた。各担当者の回収努力の賜物である。

他方で、今後に改善すべき点も認められた。

田中真尋氏は、「エンゼルきっず」と「エンゼルくらぶ」の二つの施設を利用し、支払いが遅延しているが、必ずしも両施設の担当者が情報共有、連携をとる体制にはなっていない。事業未収金遅滞の兆候が発見された場合には、回覧などの内部連絡により、施設間で情報共有する仕組みを整えることが重要である。情報共有できれば、関係者が連携し、その後の効率的な対応をすることができる。

(注) この報告書は法人の別紙に掲げる各事業における会計管理体制及び会計組織が別紙に掲げる法令及び関連する厚生労働省通知に従って整備されているかどうかを判断するために

のみ法人のために作成されたものである。他のいかなる目的にも使用してはならず、法人以外への配布もしてはならない。なお、上記手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビュー基準に準拠するものではない。また、この報告書は法人の全体としてのいかなる計算書類にも言及するものではなく、上記勘定科目について、いかなる意見の表明も、また保証も提供するものではない。

法人と私との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以　上

1．事業

- 法人本部拠点
- 王慈園拠点
- 蔵の家拠点
- ロイヤルウィング拠点
- 王慈療護園拠点
- エンゼルくらぶ拠点
- 琴浦中保育園拠点
- 十王堂おうじ拠点
- ベネヴィータ王慈拠点(老人福祉サービス)
- ベネヴィータ王慈拠点(障がい福祉サービス)
- ベネヴィータ王慈拠点(障がい児通所支援)

2．法令及び関連する厚生労働省通知

- 社会福祉法人会計基準の制定について
  (平成２８年３月３１日　厚生労働省令第７９号